

公益財団法人東京都私学財団 寄附金等取扱規程

[平成 30 年 3 月 23 日制定]

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人東京都私学財団（以下「財団」という。）が寄附者から受領する寄附金の取扱いに関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において寄附金とは、財団が行う公益目的事業等に要する経費に充てるため、寄附者が反対給付を受けることなく給付する金銭又はその他の財産をいう。

(寄附金の種類)

第 3 条 財団が受領する寄附金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金
- (2) 特定寄附金 寄附者が寄附の申込みをするに当たり、予め用途を特定した寄附金

(寄附金の募集)

第 4 条 財団は、常時寄附金を募ることができる。

- 2 一般寄附金は、寄附金総額の 50%以上を定款第 4 条に定める公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。
- 3 特定寄附金は、募集趣旨、募集理由、募集総額、募集期間、募集対象、次項に規定する資金用途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金計画書」という。）により、理事長の承認を受け募集しなければならない。
- 4 特定寄附金は、募集経費を控除した残額の総額を、定款第 4 条に定める公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の 30%以下でなければならない。

(募金計画書の交付等)

第 5 条 特定寄附金を募集するときは、募金計画書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金計画書を公開することをもってこれに代えることができる。

(寄附金の受入)

第 6 条 財団は、寄附者から寄附の申込みがあったときは、「寄附金申込書」（別紙第 1 号様式）により、その内容を確認しなければならない。

- 2 前項に定める寄附の申込みを受けたときは、理事長の承認を得なければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、重要な財産等について寄附の申込みを受けたときは、理事会の承認を得なければならない。
- 4 財団は、前 2 項の規定により、寄附の申込みを受けることとなったときは、当該寄附者に連絡するとともに、「寄附金受入通知書」（別紙第 2 号様式）を送付するものとする。

(受領書等の送付)

第 7 条 財団は、寄附金を受領したときは、寄附者に対し速やかに礼状、「寄附金受領証明書」（別紙第 3 号様式）及び第 4 条第 3 項に定める募金計画書（特定寄附金の場合）を寄附者に送付するものとする。

2 前項に定める寄附金受領証明書には、財団の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及び受領年月日等を記載するものとする。

(受領の制限)

第8条 財団は、寄附金が次の各号に該当するとき、若しくはその恐れがあると認められるときは、当該寄附金の受領を辞退することができる。

- (1) 法令その他に抵触するとき
- (2) 財団の業務執行上支障があると認められるとき及び財団がこれを受け入れることが社会通念上不適当と認められるとき
- (3) 第3条第2号に規定する特定寄附金について、その使途が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないとき
- (4) その他理事長が寄附金の受領を不適当と判断したとき

(寄附金に係る結果報告及び顕彰)

第9条 財団は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2 財団は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

3 財団は、寄附者に対する謝意を表すため、寄附者の同意を得て氏名等をホームページに掲載するとともに、一定額以上の寄附を行った者に対し、感謝状の贈呈等を行うことができる。

(情報公開)

第10条 財団が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 財団は、寄附者に関する個人情報について、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(特定寄附金の使途の変更)

第12条 理事長は、次の各号に該当するときは、寄附者と協議した上で、寄附金の使途を変更できる。

- (1) 寄附金の目的が達せられ、残額を他の使途に使用するとき
- (2) 理事長が他の使途で使用することが適当と認めたとき

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項及び様式等は、理事長が別に定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。